

(裏)

動産り災申告書記載要領

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

(3の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、全て記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名・数量の欄は、動産の品名ごと使用年数別に数量を記入してください。

例)

背広 3、くつ類 30、下着類 50、食器類 150、本 300、化粧品 80 等

- 2 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

(1) 焼 損：火災によって焼けた物及び熱によって炭化、溶融、破損したものなど

(2) 爆 発：爆発により、壊れたものなど

(3) その他：消火のために受けた水損、破損、汚損など、煙により汚れたものなど、運び出す時に壊れたものなど

- 3 損害見積額又は購入時価格の欄は、り災した物件の使用年数等を考慮して、被害の程度により損害額を見積もり、点線の左欄に記入してください。また、損害額が見積もれない場合は、点線の右欄に購入時の価格と（使用 年）内に使用年数を記入してください。

価格は使用年数別、品名ごとの合計金額で記入してください。

なお、使用年数は整数とし、1年末満の端数は切り捨てとします。

備考

- 1 この申告書は、消防法第 34 条第 1 項に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して 7 日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 火災によるり災証明書を発行する場合、この申告書が出ていると早く発行することができます。
- 6 この申告書でわからないことがありましたら、下記消防本部までご連絡ください。

相楽中部消防組合消防本部

電話 0774-72-2119 (代)